

企業誘致奨励制度の概要

○企業誘致促進事業指定要件

奨励措置を受けようとする企業は、下記の要件を満たし、操業開始前までに申請する必要があります。

①町内に事業所を有しない企業が指定地域内において所有権又は借地権を有する土地に新たに建設により事業所を設置して事業を開始すること

※指定地域…瑞穂町の区域内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

②日本標準産業分類に掲げる産業のうち、別表で定める業種

③常用雇用者数が別表で定める数を満たしていること

④指定業種ごとに別表で定めた面積を満たしていること

⑤業績の安定性、信頼性等が優良又は優良であることが見込まれること

⑥地域の特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること

⑦事業所の事業内容が立地場所にふさわしいもの、かつ、産業の振興に寄与するもの

⑧法令等の規定に適合していること

⑨国税、都道府県税及び市町村税又は特別区税を滞納していないこと

別表

大分類	中分類	土地又は店舗の面積	常用雇用者の数
E-製造業	09-食料品製造業から32-その他の製造業まで	土地500平方メートル	20人
F-電気・ガス・熱供給・水道業	33-電気業から35-熱供給業まで	土地500平方メートル	20人
G-情報通信業	37-通信業から41-映像・音声・文字情報制作業まで	土地500平方メートル	5人
H-運輸業、郵便業	42-鉄道業から48-運輸に附帯するサービス業まで	土地1,000平方メートル	20人
I-卸売業、小売業	56-各種商品小売業から60-その他の小売業まで	店舗500平方メートル	5人
L-学術研究、専門・技術サービス業	71-学術・開発研究機関	土地500平方メートル	5人

奨励制度	事業開始日の属する年度の翌年度から3年間、納付した固定資産税及び都市計画税額を施設設置奨励金として交付します。 ※ただし、2年目は3/4、3年目は1/2の交付。
-------------	---